

平成26年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月16日（火曜日）

◎議事日程

| | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 請願第 1 号 | 平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願（請願審査報告） |
| 日程第 3 | 陳情第 19 号 | 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 4 | 陳情第 23 号 | 漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める陳情書（陳情審査報告） |
| 日程第 5 | 陳情第 30 号 | 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書（陳情審査報告） |
| 日程第 6 | 陳情第 31 号 | 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情審査報告） |
| 日程第 7 | 陳情第 32 号 | 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 8 | 陳情第 33 号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 9 | | 一般質問 |
| 日程第 10 | 意見書案第 13 号 | 平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書 |
| 日程第 11 | 意見書案第 14 号 | 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書 |
| 日程第 12 | 意見書案第 15 号 | 漁業用燃油にかかる軽油引取税の課税免除措置の堅持に関する意見書 |
| 日程第 13 | 意見書案第 16 号 | 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書 |
| 日程第 14 | 意見書案第 17 号 | 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書 |
| 日程第 15 | 意見書案第 18 号 | 介護保険制度、子ども・子育て支援新制度の充実・強化に向けた平成17年度予算の確保を求める意見書 |

- 日程第 1 6 意見書案第 1 9 号 年金積立金における被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
- 日程第 1 8 会期中の閉会

◎出席議員（8名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 杉 野 好 行 君 | 2 番 松 崎 政 利 君 |
| 3 番 菅 谷 誠 君 | 4 番 欠 員 |
| 5 番 津久井 精 一 君 | 6 番 大 谷 友 則 君 |
| 7 番 長谷川 勝 夫 君 | 8 番 藤 田 博 規 君 |
| 9 番 小野木 英 毅 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 宮 口 孝 君 |
| 副 町 長 | 石 田 貢 君 |
| 教 育 委 員 長 | 前 川 啓 一 君 |
| 教 育 長 | 菅 原 裕 一 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 竹 下 昌 徳 君 |
| 総 務 課 長 | 山 本 芳 博 君 |
| 企 画 課 長 | 金 川 正 次 君 |
| 住 民 課 長 | 柄 崎 明 久 君 |
| 福 祉 課 長 | 岩 城 光 洋 君 |
| 産 業 課 長 | 和 田 宏 樹 君 |
| 施 設 課 長 | 渡 部 邦 生 君 |
| 会 計 管 理 者 | 佐 藤 孝 夫 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 倉 明 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 課 長 | 富 田 秀 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 所 長 | 瀬 尾 光 男 君 |

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

- | | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 高 井 伸 夫 君 |
|---------|-----------|

庶務係長 木村ひとみ 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番長谷川勝夫議員、及び8番藤田博規議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 小野木議長 日程第2 請願第1号平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。平成26年12月10日。
- 3、件名。平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。北海道の酪農・畜産経営は、生産資材の高騰や国内需要の低迷等により依然厳しい状況にあり、関税撤廃を原則とするTPP交渉の合意に向けた動きなど、畜産農家は危機感を募らせている。国民の基礎的食料の安定供給と酪畜産業が食料自給率向上に寄与しながら持続的に発展するためには、所得補償政策や経営安定施策など総合的な対策が重要であることから、願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第19号

●小野木議長 日程第3 陳情第19号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第19号。

2、付託年月日。平成26年9月3日。

3、件名。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、神経繊維組織が断裂するなどして発症する病気で、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下など複雑かつ多様な症状を引き起こす。しかし、この病気を知らない人が多く、職場・学校にて理解されずに悩み、苦しむケースが多々あり、そのような方たちの救済のため、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第19号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第23号

●小野木議長 日程第4 陳情第23号漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第23号。

2、付託年月日。平成26年12月10日。

3、件名。漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める陳情書。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。また、軽油引取税の課税免除措置は、漁業だけではなく農業にとっても大きな影響があり、その堅持は必要不可欠であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第23号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第23号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第30号

●小野木議長 日程第5 陳情第30号「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択を求める陳情書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第30号。

2、付託年月日。平成26年12月10日。

3、件名。「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択を求める陳情書。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。国は、医療・介護費用抑制のため、施設から在宅への方針を出しており、それは、地方自治体と地域に大きな負担を強いるものである。また、医療・介護の現場では、過密労働、低賃金から慢性的な人手不足が現状である。国民が安心して医療・介護を受けることは急務であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第30号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第30号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第31号

●小野木議長 日程第6 陳情第31号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第31号。

2、付託年月日。平成26年12月10日。

3、件名。「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。国は、介護保険事業における要支援者に対するサービスの市町村への移行、特養への入所要件にかかわる介護度3以上への変更、一定以上所得者の利用料引き上げなど、介護サービスに新たに制限を設けようとしている。また、多くの事業所で介護・看護職員の不足が深刻な問題となっている。高齢化が進む中、必要な介護サービスを受けられる環境を整備することは急務であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第31号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第31号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第32号

●小野木議長 日程第7 陳情第32号2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求め
る陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規
定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第32号。

2、付託年月日。平成26年12月10日。

3、件名。2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。「介護保険」、「子ども・子育て支援新制度」については、地域間格差や
サービスの低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことのないよう、制度の充実を図る必要がある。
そのためにも国の予算確保は必務であるため、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第32号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第32号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第33号

●小野木議長 日程第8 陳情第33号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第33号。

2、付託年月日。平成26年12月10日。

3、件名。年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。公的年金は高齢者世帯収入の多くを占め、年金収入のみで生活している高齢者世帯も多い。そのような中、国は、リスク性資産割合を高める方向で年金積立金の運用を見直そうとしている。年金積立金が毀損した場合、被保険者、受給者に与える影響は計り知れないものがある。よって、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第33号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第33号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第9 一般質問を行います。

一項目ごとに発言を許します。

1 番杉野好行議員。

●1 番杉野好行議員 これより、本日通告させていただいている6項目に対して質問をさせていただきます。一項目ずつさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1の豊頃駅舎の環境整備の件について伺います。

私は、この約4年間の間、定例会10回の中で22項目の質問をさせていただいて、ほとんどが理事者と職員の皆様のご理解をいただきながら具現化していただいたことを、まずお礼を申し上げる次第でありますけれども、この駅舎の件につきましても、トイレ整備等については早急に行っていただいて、その折、質問させていただいた内容の中で駅舎内の環境が非常に薄暗く、掲示物についても見やすいような状態になっていない等の質問をさせていただきました。

近ごろ見させていただいても、3年たって、いまだに余り改善が見られないなという思いでありますけれども、JR北海道の所有物でありますから、なかなか勝手に云々ということはないと思いますが、この件についてどのようなお考えを持っておられるのか、まず伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

豊頃駅舎の環境についてでありますけれども、豊頃駅舎につきましては、ご案内のとおりJR北海道の池田の駅でその管理を行っておりまして、昭和59年12月1日から豊頃の駅は無人駅となっております。平成23年4月に豊頃駅のトイレの衛生状態の改善について協議をJRと重

ね、JRからトイレ部分を借用する形で町が改修を行い、同年12月改修工事が完了し、水洗化をして現在まで管理を行っております。

なお、平成23年にはJRにおいて駅舎の屋根、外壁の塗装を行っておりますが、内部の改修等については現在のとおりでございます。ご質問のあった駅舎内のディスプレイ及び環境整備につきましては、基本的には、あくまでも所有者の管理者であるJRにおいて実施すべきものと考えておりますが、現時点ではJRにおいて局舎内の改修予定は現在のところ、ないというふうな報告を受けております。

また、駅舎のポスター等の掲示につきましては、池田駅の許可を受けて掲示しているところがありますけれども、その管理は依頼主が責任を持って行うことで許可を受けているということでございます。なお、掲示物の周知、期限が過ぎたものについては、2週間に一度の清掃のときに、また、巡回に合わせてJR池田駅において処理することで対応をしているというふうに考えております。

以上でございます。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 無人化が進んでからかなり時間がたっておりまして、この中でJR池田駅で管理をされているということで理解をいたしますけれども、先ほども申し上げたとおり、町長もおっしゃられるとおりにJRの所有物でありますから、なかなか思うような形で整理ができないのは十分理解した上で、私の考え方を若干述べさせていただきますが、まず、無人化に伴って、事務所と改札口のある一般の方が利用される場所と間仕切りがされております。灰色の壁で間仕切りがされていて非常に暗いイメージを私は持ちます。あとあの駅に降り立った方たちが、豊頃に来たんだぞという思いができないような環境というか、そういう駅舎になっているのではないのかなというような思いがしてなりません。

こんな中で、これはたとえでありますけれども、降り立って、あの駅舎に入った瞬間に、豊頃が一望できるようなジオラマがあったりとか、また、写真クラブ等で撮られている町内の写真が展示されているギャラリーがあったりだとか、というようなことがあったらどうなのかなと。ジオラマについては、この財政の中でなかなかプロに任せてすばらしいなというような思いのものをつくってもらおうなんていう思いを私は持っておりませんで、これは教育長にもお考え願いたいところですが、各中学校の卒業記念の制作物というのが毎年行われているというふうに思います。単年度でこのジオラマを制作してもらうのではなくて、数年にわたって何期かの生徒に順次つくっていただきながら、透明のケースだけは町で用意しますから、この中に継ぎ足していっただけませんかみたいなことをつくっていただくと、その子供たちが高校に通い、また、町外へ出て帰ってくる時、それを見て、これが我々のという思いになっていただければ、これまた違う面で豊頃の町を表に出してアピールできるのではないかなというような思いでおります。検討に値するかどうか、町長のご意見をいただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、現在、豊頃町の駅をご利用の方は高校生と、あとお年寄りがほとんどかというふうに思っております。しかし、本町唯一の交通機関の玄関口でありますので、議員がおっしゃるとおり、私もそう思います。特に、美化についてはそれぞれ池田駅で管理しておりますけれども、どうしてもあそこには駅舎内部に線路の切りかえする機器等も置いてありますから、全体的に誰でもが来て利用できるような施設でもありません。しかし、それはそれで管理はされているから問題ないかと思いますが、今おっしゃるとおり、何となく暗いイメージというか、そういう感じを私もしております。今後、今言われるとおり、町内のPRをできる部分はある程度場所をお借りして、そういったPRができるかどうか、その都度協議をしないでこちらで勝手にPRのものを取り外しできるような形になれば、なおよろしいかと思っております。

また、過日は、駅前の商工会の方々がイルミネーションを、ささやかではありますがそれぞれの努力によってできておりました、何となく今時期では駅前も明るいように思いますが、いずれにいたしましても、ほとんどが学生の乗り降りなものですから、なかなかそういったものにも手が届かないという目が配られないような形になっております。

今後、また、担当課で駅のほうとも協議しながら、できるだけ駅を明るい方向に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 先ほど、教育長にもどうでしょうというお話をさせていただきましたけれども、この件でなくても、その卒業記念の作品というのをいまだに進められておりますか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 小中学校の義務教育を終了するに当たって、子供たちが自発的に自分たちで考えて共同制作をする、このことは教育的に大変大きなものがあるわけでありまして、現在も小学校、中学校それぞれ卒業記念の制作という活動は行っております。

先ほどお話をいただきました卒業記念にジオラマ、あるいはジオラマ風な作品は計画できないかということにつきましては、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 私の考えですから、さほど深いものはございませんけれども十分に検討していただいて、この駅舎が少しでも明るく、乗降客が、ここが豊頃なんだというふうにわかっていただけるような駅舎内になればという思いでおります。

続いて、大津の津波対策と小学校の避難訓練等について伺います。

これまで、先ほども申し上げましたとおり、22回にわたって質問させていただいた中で、この津波対策、防災対策については5回ほどやらせていただいております。十分にハード面の整備について理解をしているところでもありますけれども、依然、避難経路の確保については先月末だったでしょうか、大津のほうに向かったときに、ある程度の警戒杭等を打たれているのを見さ

せていただきました。計画は徐々に進んでいるなという思いはしておりますけれども、この進捗状況について伺いますとともに、以前はカンカン山に大津小学校の生徒が避難訓練をされたというのが、新聞報道にも出ておりましたけれども、その後、336号の避難所が完成されて以来、どのような形で訓練等が進められているのか、進められていないのか、まずこの点について伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今まで津波の大津に対する本町の考え方としては、特に巨大な津波の避難場所として国道336号の緊急避難場所を整備していたところでございます。また、従来から要望しておりました道道大津・旅来線の整備計画も順次進行している状況でございます。大津地区においては行政区長さんほか団体の皆さんと津波避難計画検討会議を設置し、津波警報等を発令された場合、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は地域住民みずから守るという自助、共助による逃げる対策を基本に、平成26年1月に津波避難計画を策定し、各世帯に計画書を配布したところであります。

この津波計画書では、住宅配置図に基本的な避難計画を示すとともに、要援護者リストも備え、地区でお互いに避難し合う計画をしたものでございます。また、この津波避難計画に基づき、地域と話し合い、去る8月11日に地域津波避難訓練を実施するように取り進めておりましたけれども、訓練実施当日に洪水警報が発令されたため訓練を中止したところでございます。

大津地区における防災対策については、津波対策が重要であることは十分認識しておりますので、今後も地域と話し合いながら、避難訓練を実施してまいりたいと考えております。なお、大津小学校においては、去る10月15日に校内施設の緊急地震速報受信システムの稼働試験とあわせて、国道336号線の津波緊急避難場所へ避難訓練を行っております。今後も十分教育委員会とも協議しながら、学校においては児童の防災教育の一環として実施をしていく考えであります。

また、豊頃消防署の職員による避難の注意事項の説明を、児童9名、教員7名がそれぞれ指導に基づいて消防職員からそれぞれの講義を受けて、内容の訓練等もございました。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 順次避難訓練等も行われているというふうなお話でありますけれども、十分住民も町民もハード面についての整備は、ほかの町に類を見ないぐらいのスピードでやっていただいているということは理解しているところだというふうに考えております。また、大津分遣署の横に避難バス等も設置をしていただいで、これらについても常に運用可能状態にあるというようなことから、ハード面の整備については町長はじめ職員の皆さんの努力がすばらしいものがあるなというふうな思いで、私も理解しております。そういう中で、今、町長がおっしゃいましたけれども、こちらから避難計画等の文書を各戸に配布しながら、それに基づいて要援護者の避難に

についても進めるように、重ねて大津住民と協議をしていく考えであるというふうに伺いましたけれども、地域防災組織なるものがきちっと固まっていてこそその地域の避難計画が実行されるというふうに私は思っております。地域防災組織が、私の目からはまだ見えない状況にありますけれども、この点についてどのような考えで進めていかれるのか、また、今まで住民対行政の中での避難計画云々のお話をさせていただいておりますけれども、あそこには隣町とも一緒に組織されております、大津漁業協同組合の本部事務所がございます。職員の皆さんについては、盛漁期でも海に出ることはないのでしょうか、事務所の中におられるのだというふうに思いますけれども、漁業協同組合の職員の皆さんと、緊急時にどのような対応をしよう、こういうふうにしようというような打ち合わせがなされているのかいないのか、これをまず伺いながら、今後の防災組織の考え方について、改めて後ほど伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大津に対する防災計画、防災訓練等については、それぞれ計画に基づいてしっかりとやっております。また、支所の横の消防署の中にも待遇は臨時的ですけれども、それぞれお願いして24時間体制となっております。ただ、地域の方にいろいろな面で協力をいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、やっぱり防災関係は行政が責任を持って行うのが筋かと思っております。ただ、残念ながらそういった人的配置については専門におられる方は今の現在のところはいないわけでありまして、今後は人材的な配置もできるような方法がもし可能であれば、そういう形も考えていきたいなと思っております。

特に、そこにバスを1台置いてありますし、24時間体制と言えど、やはり地域住民の方に協力をさせていただいておりますので、これらの問題についても今後十分内部で検討していきたいと思っております。

また、大津の漁協職員との打ち合わせ等については、まだ私は十分承知しておりませんが、総務課長のほうから答弁させてよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今のご質問でございますけれども、内容の中で実際に大津の漁業協同組合においては、津波等を想定した中で、船出し訓練というような形で、一昨年と今年も実施されておまして、私も一昨年に実施されたときには船出し訓練のほうに状況を見に行っておりますし、本年実施されたものについても産業課の水産のほうでの担当の者を一緒に状況を把握しているということでございます。以上が、大津漁業協同組合における災害時の対応の一つの訓練の状況であろうかというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 漁組の訓練、ちょっとどのような内容なのか十分に理解ができませんけれども、改めてお答えいただければ幸いです。私が申し上げるのは漁業協同組合も巻き込みなが

ら、大津の地域というものの津波対策防災対策を、今後どのように計画されていくのでしょうかという趣旨の思いでのお話であります。

というのは漁業の皆様は、いざ津波いざ地震ということになれば、まずは生活の糧である道具をいかに安全にどの場所にとというふうに思われるのが当然であります。人命よりも物かというふうに言われてしまえばそれまでかもしれないけれども、それを失えば災害復興も遅れますし、そういう面では道具を一に考えるのが当たり前でありますから、漁業協同組合の職員の皆様もそれに力点を置くのであろうというふうに私は思っております。そういう中でも、地域の人命をいかにどういうふうにするかというようなことも、巻き込んで考えられないのでしょうかいうふうに伺っております。

再度伺います、その訓練等について、どのような内容なのか、また、今後そういう取り組みができるのかどうか伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大津漁協の職員並びに漁業を営んでいる方々には過日の災害時も、私も現地へいましてけれども、沖で仕事をされている方は戻らないでそのまま沖で待機している。それから、組合で働いている方は一般町民と同じく避難をする。ただ、この問題については道路が道道ですので、あくまでも池田警察署の署長の命によって道路を通れる場合と通れない場合がございます。過日も今おっしゃるとおり命より大切な船、皆さん方にすればその状況を一早く確認したいということで、再三にわたって警察等とも協議いたしましたけれども、池田警察署は断固として危険なところには出すわけにはいかないということで、非常にもめまして、最終的には地域住民の方々にご理解をいただいて、地震がおさまってから現地へ行った状況であります。

いずれにいたしましても、現地で避難する場合については、沖は別として一般の方は職員の方々、また漁民で営業している方は全部我々の指示に従って避難をしていただくのが基本かと思えます。先ほども申し上げましたとおり、道路が閉鎖されますので、個人的に確認することはできない、してはいけない、そういった問題もありますので、今後もそういったものを含めながら、やはり職員と、そういった災害時の訓練時のお話し合いというのは必要かというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 町長の先ほどの答弁の中で、24時間体制でほとんどは大津の住民の方へお願いをした中で、これらバスの運行、消防車等の車輛の運行についてお願いをしているのが現実だというふうに伺いました。人的配置をしてくださいとは申し上げません。大津地域の皆様が自分の意思で自分たちの命を守るという思いになっていただくこと、地域防災組織がきちっと固まって、これらを推進していただくこと、これが一番肝要かというふうに思っております。

この防災については、我々議会も行政も何を進めるべきかというふうに言えば、避難経路の拡

幅、確保、これが急務だというふうに思っておりますし、そのほかのソフト面については行政が中心となってやるべきことはやらなければいけませんけれども、自発的に地域住民の皆さんに動いていただくよう、重ねて行政のほうから働きかけをしていくということが大切かというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、その避難経路の進捗状況について詳しくは答弁していただいているというふうに思いますので、改めて道に働きかけていくだけではなくて、どのようにしたらもっとスピードを持って進められるのか、お考えがあれば伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども私からも申し上げましたとおり、336号から最悪の場合避難場所の整備についてはある程度完成をしております。また、道道につきましては、今現在手をつけておりますし、早急に整備をしていただきたいのは、これは私も同じだと思います。ただ、道のほうにいろいろと予算等がございまして、できるだけ早くということで、これは今までどおり陳情、要請を重ねてまいります。間もなく年を開けるとある程度形の見えた仕事になろうかというふうに思っております。今のご質問のとおり、行政もできるだけ早く整備されることを要請していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 重ねて強く要望をさせていただきます。この件については先ほど申し上げたとおり、同僚議員も再三にわたって大津地域のことについてお話をさせていただいているところでありまして、なるべく早くというか、一日でも早くこの道路の整備がなされるようにという思いでいることというふうに思いますので、今後とも力強く要請を続けてください。ということで、次の高齢者住宅と福祉ゾーン構想についてに移らせていただきます。

この定例会の初日、1日目に全員協議会の中で福祉センターの完成を見たということで視察をさせていただきました。また、補正の中では、以前私が申し上げた高齢者に特化した住宅等をお願いできませんかというお話をしていた中で、用地取得の補正予算も通過いたしました。その全員協議会の中で担当課長のほうから、ある程度の図面とシミュレーションと高齢者住宅の4棟14戸の計画等も伺いました。

総合的な、いつになったらどんなふうな形になっていくのかというようなこと、いただいた航空写真に書き込まれた内容以外のものがまだ構想としてあられるのだろうかというふうに思いますし、完成を見たこの福祉センターの今後の利用計画、また、明年計画されている福祉拠点施設というようなものの利用計画、これらについてありましたらお示しをいただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 初めに、福祉ゾーンの整備計画の基本的な考えにつきまして、私から申し上げますが、本年2月にも全員協議会でご説明したところがございます。高齢者住宅の建設と関連性があ

ります旧治水事務所の跡地も含めた開発の関係であります。

本町におきましては、高齢化率がものすごく高くなってきております。特に65歳以上の高齢率は36パーセントを超えておりますし、行政区によっては40パーセントを超えるようなところもございます。こういった状況の中で一日も早くそういった対策をしなければならないというふうに考えております。このため都市計画法には有してない本町では、福祉の目的に沿った土地の利用計画、いわゆる福祉ゾーン計画を策定することで介護、福祉計画における事業を着実に実行するためのベースになるというふうに考えております。

福祉ゾーンの構想につきましては、豊頃医院、保健センター、高齢者健康増進センター、地域密着型高齢介護施設、さらには豊頃町福祉協議会が、旧茂岩河川事務所のほうに移転されることになるわけでありまして、こういった医療・介護・福祉に関する施設が集中することによって、さらに福祉の向上が図られるものと考えているところでございます。

特に、高齢者住宅につきましても、福祉ゾーンの構想エリアの関係機関が行うさまざまなサービスの提供の移動時間などが短縮され、公営住宅の流動化による住宅環境の改善も図られるというふうに考えており、明年度におきましては、過日土地を購入されました計画に何戸かを建てて、予算の範囲内でもありますけれども、財政的に許すならばできるだけ早いうちに建てて、できるならばやはりそういった福祉ゾーンの中にそういう施設を入れて老人福祉の向上を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 一般質問中でありまして、若干時間を押していますので、11時5分まで休憩をとります。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

●小野木議長 再開します。杉野議員。

●1番杉野議員 福祉センターは改修され、福祉活動の拠点となると考えるが、どのような利用計画を考えているのか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 改修された福祉センターには、社会福祉協議会に入っただき、さらにそれぞれの各関係部門とも、協議しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、でき上がった維持管理・運営等につきましては、福祉協議会にお願いするような考えになるかと思っております。今後、さらにやっぱり福祉協議会の力を借りながら、ある程度行政では手の届かない福祉の展開をしていただかなければならないというふうに思っております。

また、高齢者に対する住宅については、財政が許す限り積極的に高齢者の住宅を建設しながら、できれば地方にというか市街地より離れている方、さらには、今高齢者は単身でも大き目の

住宅に入っている方については、積極的にそういった住宅に移動していただくような形で福祉の集約をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 社会福祉協議会に大方の管理については委託をしていきたいというようなことでありますけれども、私の知り得る限りではボランティアの皆様も大分高齢化が進み、また人員的にも少なくなっているとも伺っております。これらのことも踏まえながら、社会福祉協議会にお願いするわけですけれども、大きな負担のかからない形で、この拠点施設が十分に利活用していただけるような方向性を建てる前から十分に検討・協議を重ねていただいて、このインフラ整備が後々に、ああ、いい建物をつくっていただいたなというふうに思われるようになることを期待して、再度答弁いただけるのでしたらいただきますけれども、この部分については私の質問を終わらせていただきますけれども、先ほど町長が福祉ゾーン構想の中には保健施設、またはゲートボールをやっている屋内施設、また、医療施設も含めた中で、こういう構想を進めているのだというふうにおっしゃいましたけれども、特に先般より私が質問をさせていただいている医療施設の充実については、この福祉ゾーン構想を成功させるもしないも、あとは予防の介護であったり、医療であったりするものが一番大切だというような思いでおりますので、医療施設の充実、地域密着型の要は家庭医みたいな形の医療施設になっていただけることを期待しながら、この質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思います。特に、福祉ゾーンなり福祉の向上には行政の主導型になっていくことは余り私は好ましくないと。やはり福祉協議会にある程度お願いしながら、きめ細かな福祉を進めていただきたいというふうに思っております。

もう1点、医療の関係でございますけれども、再三杉野議員からも医療については今までもご質問ありました。私も本当に同感であります。ただ行政としては医師がいなくなることを非常に心配をしているわけでありまして、ある程度医師の考え方も聞きながら、また、それをある程度行政に反映させながら取り進めております。しかし、福祉ゾーンができた、そういう考え方を今私が進めようとしている福祉ゾーンについては、中心になって医師が協力してくれなければなかなか進まないと思います。そういった場合、これからまた医師と職員、私と衝突する場合があるかと思っておりますけれども、それは町の福祉を考えてのことですので、議員の皆さん方についてもご理解をいただきたいと、このように思っております。そういった関係で、今後とも職員一丸となって福祉の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 次の質問に移らせていただきます。このことについては、以前質問させていた

だいて、前向きにというような検討の内容の答弁をいただいておりますので、葬斎場についての建てかえ計画、ありやなしや、いつ、この一問一答でお願いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私の町の葬斎場は非常に老朽化が進んでおりまして、大変機能的にも厳しい状況になっております。過去にも申し上げましたとおり、3町並びに4町の共同の話も出ていたのですが、場所、規模等々で、各町村とも最終的には意見の一致を見ないこととなる可能性が強いため、私の町では明年度計画実施、再来年度実施になりましようか、3月の定例会にある程度形を提案したいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 ありがとうございます。

次に、我が町の外国語教育の進め方というようなことで、再度質問をさせていただきますけれども、以前の質問の中で町長は、教育委員会と十分に協議した中で、今後検討していきたいというお考えを申されております。その中で、次年度の予算に反映されるのかどうか、この1点について伺いますけれども、以前も申し上げたとおり、我が町の特化した教育体制を表に発信することで、このまちづくりの一助になるのかなというような思いでおります。

平成15年度には、政府は地方再生を念頭に地方版の総合戦略なるものを策定するようというふうに、地方自治体にも通達をされているやに聞いております。こういう中で、我が町の形を将来どのようにしていくのかという観点からの、この外国語教育について今後どのように取り組まれるのか、改めて伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は今ご質問のとおり、これからはさらに外国語教育の重要性は大切だというふうに考えております。専門的な内容については、また内容に応じては教育委員会のほうから答弁させていただきますけれども、今、サマーランドとの姉妹交流の中で、明年度も4年制の大学を出た方がこちらに来れるように手続を、今進めております。

ただ、日本語は非常に難しい形で話ができないということで、私は今の段階では日本人である程度の英語が堪能な方もやはり必要でないかというふうに思っております。できれば英語指導補助員の相乗効果を上げるためにも、そういった方を採用し、さらに子供の英語教育というか、外国語教育の向上に努めたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 このことについても、突き詰めて詳しくさせていただきたいところですが、私の通告の時間内で進めるということになると難しいものがございますので、次の6番目の質問に移らせていただきます。

一次産業の六次化についてというようなことで、括弧書きの内容の中に国への提案事業等をどのように考えるのかということを書かせていただきました。先ほどの外国語教育の中でも申し上げましたけれども、地方版の総合戦略、要するに提案型で今後事業展開を進めていく形をどのようにとっていくのかということも含めた中で、この我が町の産業振興は企業誘致もその一つかもしれませんけれども、やはり今の時代難しくなっているとなると、この一次産業をどのように進め、展開し、我が町のモデルとするものをつくっていただけるのかということを考えておられるというふうに思いますし、特に、農業を取り上げますと、町長もご存じのとおり、その昔は農業者のこと、また農業を営む者を百姓というふうに呼称しました。これは卑下すべきものではなくて、私がとらまえている百姓というのは、百の仕事をこなす者というふうに理解をしております。百の仕事をこなすこそ国の基となり、地域の事業の中心となるべきなのだというふうな思いでいるところであります。

この一次産業、農業を含めて川上から川下までのさまざまな政策を展開する中で、山林の整理が里山をつくり、農地農村を守り、その農地農村を管理運営していく者が環境に優しい産業・農業を振興し、これが川を下り、豊かな海へとつながって漁業の振興につながっていくというように思いしておりますので、一次産業をどのように今後進め、また、総合戦略をどのような形で進めながら今後この町をつくっていったいただけるのか、ご意見をいただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変難しい問題ですけれども、本町の産業は第一次産業の農業、漁業、林業でございます。特に農業については、今までどおり私は本町の地形から見て湿害に強い農業基盤の整備促進、漁業については育てる漁業が安定してきているような状況でございます。特に、今、TPPの協定の中で先の形がまだ見えない状況になっておりますが、これからも安定した経営が維持されるように、やっぱり足腰の強い農業が一番大切かというふうに思っております。仮に、二次、三次、六次化ということになれば、本町では農業形態から見ても非常に大変な取り組みになるかと思っております。

ただ、単に一時的な趣味やら興味等でできるものでもないし、やはり家庭を守ることになると、それだけの収入経営ができなければならないというふうに思っております。これからの六次化の農業については法人化になることが好ましいという、ある書にも書いてありましたけれども、やはり生産をする、それを加工する、そして店舗をもって販売する、一連の中で初めて六次化ができるわけであります。そうなりますと、それなりに共同部門というか、従業員もそれなりの数が増えないと、なかなかできたものを単なる販売だけでは六次化の意味がなさないというふうに思っておりますので、あくまでもそういった法的な組織でなければ、今後は難しいのではないかと。

ただ、これはあくまでも行政主導でなくて、やはり何と言っても農家の方に農業協同組合が方向性を決めるわけでありましてけれども、私としては、財政的な支援は多少状況によってはできま

すけれども、本格的な農業が六次化に進むような農業形態でなくて、私は足腰の強い第一次産業をしっかりと本町は守りたいというふう考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 この町の今後一次産業を含めて、これからどのような形で計画され、どのような方向を持って進んでいくのかという部分についてのお答えが若干少なかったかなという思いでおりますので、そのことを伺って、質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ちょっと手元には持ってきておりませんが、過日農業に関する全国の農協のランキングが発表になりました。十勝からは半数ぐらいが出ております。1,000近い農業体型の中で、本町の豊頃の農業協同組合の成績はすばらしい成績でありました。特に十勝の農業は半分参加しておりますけれども、半分参加しての中、ほとんどすばらしい成績であります。ということは、今、本町の農業は110億円を超えるような生産高であります。それに六次化を入れることは非常に厳しいのではないかというふうに私は思っております。私の町にはそれこそ遊んでいる土地がありませんし、ほとんどの農家の方が大型になってきて、農家数は減っておりますけれども、農業の足腰は強くなっていると思っております。

農業委員会の会長もいらっしゃいますけれども、そこに個人的な先ほど言った趣味等で別な六次化でつくって、加工して、販売するのは、それはその分野はいいと思っておりますけれども、基本的には今の農業形態が十勝豊頃にはふさわしいのではないかというふうに思っています。これからも土地改良事業等は財政が許す限り私は積極的に行っていきたいというふうに考えているところであります。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 先ほど終わりますと申し上げながら、続けるのも何ですけれども、今の我が町の農業形態、これは今の時代に合ったものでありますから、すばらしい経営をされていくというふうに私も理解をしております。ただ、政府というものは、いつ何時手の平を返したような政策をとるかはわかりません。今現在進行中のTPPについても、いつどのような形で降りかかってくるかもわからないというような状況の中で、その準備、腹構えはしておくべきだろうという思いでおります。これらのことも踏まえながら、先ほども申し上げましたけれども総合戦略、これらを策定していただくようにというようにことで、政府からもお話があらうかと思っておりますし、今後どういうメニューで農業展開をしていくのだということのヒヤリングについても、担当課にはそれなりに話が出てきているのだろうというふうに思います。それらを十分に広く周知をしながら、これからの豊頃町が先の新聞報道のように、なくなる町でないように、存続できる町であるように、今から準備、腹構えをしていただければというような思いでおりますので、よろしくお願いたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 しかし、本町の農業で本当にさきのT P Pを見込んで、最悪の状態を考えながらその腹案なり、万が一のこういうものをつくろう、ああいうものをつくろうという農業形態で、私はできるものではないと思います。私はあくまでも、うちでつくっている作物については、絶対T P Pは受け入れないのだという断固強い闘いが必要でないかというふうに思っておりますので、したがって、最悪の場合、こういう作物をつくる、こういうことをできるのではないかということは、それはなかなか難しいし、私はそういうものは考えるべきでない、今の農業形態で一生懸命頑張るべきだというふうに思っているところでございます。

●1番杉野議員 終わります。

●小野木議長 3番菅谷誠議員。

●3番菅谷誠議員 それでは、ただいま議長からのお許しをいただきましたので、1項目でございますけれども、ご質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それは特別養護老人ホームについてでございますけれども、高齢者及び障害を持たれた方々にとっては大変重要な施設であり、生きる喜びを与えてくれる施設と私は思っておりますが、いかがですかお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいまのご質問ですけれども、法人でありまして、私からこうすべきだということなかなか厳しいものがあるかと思っております。議員もご承知のとおり特別養護老人ホームにつきましては、社会福祉法人豊頃愛生協会が運営しておりまして、現在の施設が昭和57年に建設されておりますから、建築後32年経過して非常に老朽化も目立ってきております。また、そこに併設というか平成5年にデイサービスセンター、平成10年には居宅介護事業を設置しておりまして、特にデイサービスセンターとの接合部分の傷みなども大変建物的には厳しい状況下にはなっていると聞いております。

ただ、そんなに長く建物ももたないと思っておりますけれども、鉄筋だそうですから耐用年数については、まだ多少あると思っておりますが、機能的にはもう古くて、なかなか現代風には追いついていけないのが現状であります。ただ、あくまでも、先ほど申し上げましたとおり愛生協会には理事会もあり、理事さん方もいますので、それぞれのお考え方、また、私どもとお考え方は違うかと思っておりますけれども、あくまでもそういった意味ではあまり口出しをできないような状況で、相談にも来られれば、私どもは積極的に相談に乗って地域の福祉の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 今現在、特養の施設を管内的に見ますと同様な施設としては本町の特養は内外装を見ましても、本当にみすぼらしいと言ったらちょっと過言かもしれませんが、そう

いう状況だということがいろいろな方々から聞かされておりますが、このような状態を何年も続けるのかなど。今のお話ですと昭和57年、58年と言いましたけれども、実質は58年の1月からあそこは始まっているのですね。そういう状況の中で大体やや30年ですから、あとどのくらいあの状態にしてやっていくのか、それらのことも関連的なものも考えあわせて、町長はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は、先ほど申し上げましたとおり、耐用年数は鉄筋ですと50年ぐらいありますから、十何年まだあるのですけれども、ただ、先ほど言いましたとおり機能的に廊下の幅が狭いとか、入り口がどうだこうだというのは機能的には非常に古く、現代にはなかなか対応できないのが事実であります。あくまでも先ほど言いましたとおり、社会福祉法人ですので、私ども行政からは余りそういった内面のものまで口出すべきでないと思いますが、私どもの内部の構想では、もし相談を受けて、将来建設するようなことになれば、規模等については社会福祉法人のほうで決定されますけれども、できれば、今の旧茂岩小学校のグラウンドあたりに面積を割愛して、あの辺に建てれば非常に集中した福祉が、また事業が展開されるのではないかというふうに思いますけれども、それ以上のことを行政指導がなかなかできるわけでもないし、また財源的にも相当本町の財源は落ち着いたと言えど、まだ大きな災害等があれば財源は一気になくなりますので、そういった総合的な判断を考えると厳しいものもあろうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、向こうの理事会の方々と今後も、そういった福祉の関係でお話があれば、私ども積極的に協力していきたいというふうに考えています。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 ただいま町長のほうから、愛生協会の民間施設でありますよということでお話をいただいて、そのとおりだと思います。将来的に理事会で協議されて、愛生協会の理事がいるのですよね、協議されることが大きいと思いますけれども、建て替えについて、今茂岩小学校のグラウンドというお話ございましたけれども、そのことについては愛生協会からお話をいただいているのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 正式にはいただいておりません。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 そうすると新しく今地域密着型の施設がございますよね、その地域密着型の施設と関連するところが大きいと思うのですが、その辺は接続してあそこへ、今の旧茂岩小学校のところに建設したいという、これは町の考え方か町長の考え方か、その辺はつきりちょっと聞かせてほしいのですけれども。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 内部で福祉ゾーンが決められたときには、将来にわたってそういうこともあり得るだろうという考えは出ておりますけれども、正式にこの場所、あの場所というのは先ほど言いましたとおり、会社が違うものですから、なかなか私の会社でここだということをごできません。

もう一つは、全額私どもの町で負担するのであれば向こうも受けると思っておりますけれども、やっぱり資金調達というのは理事会で十分協議して、検討して決めるものだというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 そういたしますと、新しい施設につきましては相当先になると、建設がね。それはその耐用年数等もあって、今の言う財政的な問題もございましょう。そういう中で、先になるのだけれども一応計画の中では、もちろん愛生協会の理事会かなんかでお話し合いされて、町のほうへお話あって、初めてそのことについて内部検討をされるのでしょうかけれども、でも、まず愛生協会のほうで結局そういう計画を出したときには、町はお話し合いに乗って適当などいいますか、どのくらいになりますかわかりませんが、財政負担も考えて、それはお話し合いに乗るということですね。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども言いましたとおり、理事会のほうである程度そういった向こうの福祉の計画があれば、私どもも積極的に相談に乗って、また財政的な支援も私どもの限られた財政の中ですけれども、できるだけお手伝いしたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、まだ4年、5年先のことでないかというふうには考えております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 旧茂岩小学校のグラウンドに地域密着型と一緒にという、あの場所ですということでございますけれども、今、現在、旧茂岩小学校のグラウンドというのは保育所が利用していますよね。これは支障ないのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 あくまでも構想としては、あの場所が一番併設されますから理想的な場所だということで、決して決定したわけではありません。

もう一つ、保育所のグラウンドについては、もう十分間に合うと思います。先ほども言いましたとおり、余り行政が一人歩きしますと、相手方の会社に大変ご迷惑をかけますので、私からはその程度しかお話しできることはありません。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 そういふふうになりますと、将来的には先ほどもお話しありましたがけれども福祉ゾーンとの絡みの中で、保健センターからこっちにゲートボール場もございまして、お医者

さんの家もございますし、もちろん今の新しくできたところもございますし、それから、今の地域密着型もあるというふうな格好の中で、そうするとあそこへ今の特別養護老人ホームを持っていくことが将来的にはベターではないかというふうに考えますけれども、そういう認識で我々考えてよろしいのでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほどから何度も言いますけれども、施設の場所についてはベターかどうかというのは、向こうの理事会で決定することで、私ども第三者としてはあそこが一番ふさわしい場所ではないかというふうに思います。ただ、福祉の向上については、施設はもちろんですけれども、私ども含めて担当する医療もそうですけれども、その人の質の向上のほうが大切かなというふうに思っているところであります。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷誠議員 おおよその見当はつきました。はっきりしたことはわかりません。でありますので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●小野木議長 一般質問を続けます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 私から1項目について、通告してありました交流人口増加の取り組みと宿泊施設の充実についてということで、ご質問させていただきます。

今、商工会では町の助成を受けまして、広域連携事業として浦幌町と東十勝ロングトレイル事業や、こうふくプロジェクト事業で交流人口の増加に取り組んでいるところでございます。

今後においても事業の継続の必要性を強く感じていますが、宿泊場所の問題が事業の伸展の妨げになっています。町内にはホテルはありますが、来町者のニーズに対応し切れていない現状です。

そこで、今後において宿泊の問題にどのように対応していくのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

ご質問にあります交流人口の増加の取り組みについてでありますけれども、今、大谷議員が申し上げましたとおり、商工会を中心となってさまざまな機関と連携し、東十勝ロングトレイル事業、こうふく観光プロジェクト事業を展開されて、それぞれ町の魅力を全国に発信しております。しかし、なかなかこれもやはり継続がしなければ単年度では大変だということになって、継続するにはそれぞれまた財政支援が伴うことになろうかと思いますが、大変これも、私どもとしては将来どういうほうに展開されるのか、また商工会の関係者の方々と十分協議しなければならないのではないかと考えております。

また、来年は町政施行50周年記念式典、さらには報徳サミットの全国大会で本町に訪れる方

も数たくさんいらっしゃると思います。これらの事業をとおして観光物産のPRも商工会と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、問題の宿泊施設でございますが、宿泊施設につきましては、もう私から申上げるまでもなく見たとおりでございます。過日も担当課のほうでいろいろとホテルと協議しておりますが、ホテルのほうでは、今、単独で資金調達をしているようでございます。その結果については、金融機関等からはまだ聞いておりませんが、もしそれが可能であれば、ある程度資金調達の資金にもよりますが、整備をされるかと思いますが、私が先ほど申し上げましたとおり、施設はある程度対応できても、問題はそこに勤める方の質の向上も十分、大変失礼かと思いますが、考えられるかと思いますが。この単独でやる資金調達が仮にもし難しいことになれば、町としても思い切った判断をせざるを得ないかなと思っております。そういうときが来ましたら、また、商工会の幹部と協議しながら宿泊等の対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 人口が増えていかない我が町にとっては、町に訪れてくれる人たちを取り込んでいかなければ地域の活性化になりません。宿泊の問題が次の広がりにはストップをさせております。十勝管内でも町村によってはコテージ風の施設をつくって、それが通年予約でいっぱいだというふうに聞いておりますし、何らかの方法をとっていかないと、このままではじり貧になっていくのではないかと思います。いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと私も思っております。何としても、やはり人口が少ないだけによそから来られる方の宿泊場所を確保したいというふうに思っておりますし、現在経営されている方も、13年ほど努力を重ねておまして、私どももその努力に対しては感謝をしておりますけれども、いかんせん、ああいうような形でございますので、今の財政支援を自分たちで資金調達等がある程度答えがみえた段階で、私ども、先ほど言いましたある程度の決断をしなければならぬかなというふうに思っております。仮に調達ができない場合については、改めてやはり改築もしくは新しく、そういった施設に向けて考えなければならぬかなというふうに思っております。

また、今、別な件で宿泊施設の可能性があるような施設もございまして、そういったものも十分検討して、外から入る方の宿泊に不便を期しないような形で努力をしていきたいというふうに考えてございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 町長は年度当初、現ホテルの改善を約束されたと報告されましたが、いまだ実現に至っておりません。民間の経営ですから資金調達とか、いろいろな状態があるかと思いますが、せっかく来町していただいても、好印象で帰られていないという事実はあるわけでござい

ますから、ぜひともこの改善に取り組むべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は前にもそういう形でお話ししました。今のこの施設の改築については、町からは施設の改築の資金は調達する考えはございません。したがって、もしその調達がかなわない場合については、私ども別な考え方で施設を持ちたいなというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 先ほど言われたように、ほかの施設で間に合う施設があるということですので、それを十分充実していけばある程度当初の来町者を賄えるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、別な施設というのは、なかなか環境整備が必要でありますので、第三者機関もありますから十分検討しながら、一時的に間に合うような形、それともう一つは、子供たちの合宿等には十分使えるかなと思いますが、一般の旅行客にはなかなかまた厳しいかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、資金調達のめどを早目に決定させていただいて、町の判断をしたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 町の事業においても広がりを持たないというのは、やっぱりこの宿泊施設がないということが一つの問題で、姉妹交流・サマーランド交流についてもある程度そういうことが足かせになっているかと思うのです。そういった意味では、この改善に取り組むことが次なる広がりにつながっていくというふうに思っておりますが、いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私もそのように思っております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 以上で終わらせていただきます。

●小野木議長 昼食のため、1時まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第13号

●小野木議長 日程第10 意見書案第13号平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第13号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書。

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで、専業経営を主体に展開し、安全で良質な畜産物の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、国際化の進展に伴う輸入乳製品・畜産物との競合、配合飼料価格の高騰や燃油・電力費用の増加などによる生産コストの上昇など、本道の酪農・畜産経営の厳しさは増している。さらに、先行きが見通せない中で、廃業戸数の増加に歯止めがかからない状況が続いており、加えて、日豪EPA協定発効による牛肉等の関税引き下げやチーズの関税割当の導入、関税撤廃を原則とするTPP交渉の合意に向けた動きなど、迫りくる市場開放の圧力に酪農・畜産農家は大きな不安と危機感を抱いている。

については、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展を図るため、現在の諸課題に対処した意欲の持てる畜産物価格等の決定及び適切な酪農・畜産政策の推進と予算確保を、下記事項を添えて強く要望する。

記。

1、TPP交渉及びEPA/FTA交渉において、多様な農業の共存を基本理念として、国内酪農・畜産業の持続的発展に影響を及ぼさないよう、重要農産物である乳製品や牛肉・豚肉等の関税維持など適切な国境措置を確保すること。

特に、TPP交渉については、妥結ありきの拙速な合意は断じて行わず、国会決議等を順守できない場合は速やかに撤退すること。

2、平成27年度加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格や燃油価格の高止まり、電力料金の再値上げなど生乳生産コストの上昇を十分に反映するとともに、再生産の確保と適正な家族労働報酬が得られるよう現行単価を引き上げること。

また、交付対象数量については、国産牛乳・乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の維持・拡大及び需給調整的役割の観点に立って、国産乳製品需要の縮小につながらないよう適正に設定すること。

3、平成27年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、配合飼料

価格の高止まりなど畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られるよう適切に設定すること。

4、地域で奮闘する家族農業をはじめとする酪農・畜産の担い手が、安心して営農活動に取り組むため、畜種ごとの経営体に対応した再生産の確保と収益性の安定が図られるよう多様な直接支払・経営所得安定対策を推進すること。

5、新たな酪農・肉用牛生産近代化基本方針の策定に当たっては、畜種及び地域における現状の課題を踏まえ、酪農・畜産の役割・機能が十分に発揮できるよう中長期的な生産基盤強化目標を策定し、必要な財政措置を図り総合的な酪農・畜産政策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第14号

●小野木議長 日程第11 意見書案第14号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第14号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸策」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気

である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において余り知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多く見られる。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えられる。

国においては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3、軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第15号

●小野木議長 日程第12 意見書案第15号漁業用燃油にかかる軽油引取税の課税免除措置の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第15号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

漁業用燃油にかかる軽油引取税の課税免除措置の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

漁業用燃油にかかる軽油引取税の課税免除措置の堅持に関する意見書。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国の漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等により、水産物の消費の減退と魚価の低迷について一層深刻になっている。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであり、漁業においてコストに占める燃油の割合は極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫することとなる。

漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

漁業の用途に供する軽油については、時限的に課税免除措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担増加となることは、漁業者をさらに廃業へ追い込むこととなる。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を受けている水産業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第16号

●小野木議長 日程第13 意見書案第16号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第16号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書。

平成26年に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかならない。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助というものである。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものである。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護など保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれている。これは、限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになると考えられる。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人材不足の状況が続いており、長時間・過密労働で疲弊しきっている。平成25年に日本医療連が実施した「看護職員実態調査」によると、北海道では多くの看護職員が、「慢性疲労」、健康に「不安」「大変不安」を訴えており、「仕事をやめたい」との回答も多く、その理由の1位が「仕事がきつい」2位が「賃金が安い」である。介護職員も介護労働安全センターの「平成25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働状況要件の不満は「人手が足りない」「賃金が低い」と答え、事業者側も「人材確保が難しい」「今の介護報酬では人材確保、定着のために十分な賃金が払えな

い」と答えている。医療・介護の崩壊を食い止め、安全安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務である。

以上の趣旨から、下記事項について要望する。

記。

1、国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。

2、安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員等を大幅に増員できる体制をつくること。

3、国民の自己負担を軽減し、安心して医療、介護サービスが受けられるための財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり決定しました。

午後1時35分まで休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時35分 再開

●小野木議長 再開します。

◎ 意見書案第17号

●小野木議長 日程第14 意見書案第17号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第17号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書。

6月の通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律である医療介護総合法が可決された。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されることにより、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービス全てを取り上げる案を取り下げた経緯がある。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしているが、認知症の利用者では「軽度」の方が徘徊するなど介護する上で大変な事例が見られ、「軽度」のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところである。

他にも一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしている。

については、これまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられるよう要望するとともに、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・介護職員の人手不足が深刻化しており、特に広大な過疎地を有する北海道では介護士・医学療法士などの専門職を確保することは困難で、必要な処遇改善とそのため国庫からの援助を強く要望する。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基礎整備が図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があるため、下記の事項について要望する。

記。

1、要支援者・要介護者への全ての介護サービスをこれまでどおり継続すること。

2、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。

3、国は、介護保険料の値上げを抑え、介護の基礎整備を推進するために必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第17号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第18号

●小野木議長 日程第15 意見書案第18号介護保険制度、子ども・子育て支援新制度の充実・強化に向けた平成27年度予算の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第18号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

介護保険制度、子ども・子育て支援新制度の充実・強化に向けた平成27年度予算の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

介護保険制度、子ども・子育て支援新制度の充実・強化に向けた平成27年度予算の確保を求める意見書。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、平成27年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められる。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体から、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきた。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択に当たっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところである。

また、平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質や改善策として実施が予定されている保育士

の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

介護保険制度については、地域格差やサービスの低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求める。

記。

1、介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2、子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる財源を確実に確保すること。

3、介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第18号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第19号

●小野木議長 日程第16 意見書案第19号年金積立金における被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第19号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議

員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

年金積立金における被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

年金積立金における、被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活していると言われている。また、特に高齢化率の高い都道府県では、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる合意形成の場がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の責任の所在が明らかになっておらず、被保険者・受給者が被害を受けることになる。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できる合意形成体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第19号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり決定されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●小野木議長 日程第17 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第18 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成26年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員